

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩会の定款第8条及び21条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員（役員等）に対して、職務の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただしこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等を支給しない。

- (1) 非常勤の理事 報酬 旅費
- (2) 評議員 報酬 旅費

(報酬等の支給額)

第3条 報酬額は次のとおりとする

(1) 理事・監査

理事会等会議への出席

	日 額
理事会監査等の会議への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	5,000円

*上限を年間3万円とする

(2) 評議員

	日 額
評議員会への会議への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	5,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、現金により会議等業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

(補足)

第6条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する